

泉崎村商工会ニュース

税務



年末調整・確定申告の準備はお早めに

確定申告



早いもので令和3年もあとわずかとなりました。コロナ禍も重なり、皆様におかれましては大変お忙しくお過ごしのことと思います。そんな中ではありますが、年末調整や確定申告の時期が到来します。早期に着手いただきますようよろしくお願いいたします。

国税庁年末調整特集ページ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

	提出期限	提出先
給与支払報告書	令和4年1月31日(月)	受給者の住所地の市町村

※市町村によっては1月31日より早い提出期限になっている場合がありますのでご注意ください。

税金の種類	確定申告書の受付期間
所得税等	令和4年2月16日(水)~3月15日(火)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和4年3月31日(木)まで

案内



各種補助金情報



小規模事業者持続化補助金

【一般型】第7回締切 令和4年2月4日(金)

【低感染ビジネスリスク型】

第5回締切 令和4年1月12日(金)

第6回締切 令和4年3月9日(金)

※別紙「生産性向上に取り組む皆様へ」「事業の再構築に取り組む皆様へ」も併せてご覧ください。

「決算のしかた」は

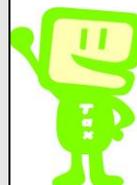
YouTube 国税庁動画



でご覧になれます。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



金融



マル経融資について

商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経融資制度」が利用できます。運転資金や設備資金として利用できます。

コロナ関連融資については令和4年3月まで現行の取扱いが継続されますが4月以降は現行の取扱いから要件等が変更となる可能性があるとのことです。

お早目にご相談ください。



マル経金利

(令和3年12月現在)

1.21%

案内



事業復活支援金情報

新型コロナの影響で地域・業種問わず、2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%~50%減少した事業者には「事業復活支援金」が支給されます。

申請開始は令和3年の補正予算成立後となり、申請方法は電子申請での受付となります。

必要に応じて商工会がサポートいたしますので申請書類等は早めの準備をお願いいたします。

※詳細は別紙「コロナの影響で売上が減少している皆様へ」をご覧ください。

泉崎村商工会ホームページでは随時情報更新中です。こちらもお利用ください。

泉崎村商工会ホームページ <https://www.izumizaki.net>



新型コロナウイルス感染症関連情報

経済産業省の新型コロナウイルス感染症に関する特設ページがあります。
資金繰りや設備投資・販路開拓、経営環境の整備など各種支援策が掲載されております。
ご活用ください。

経済産業省特設 HP

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

@meti_chusho



案内

泉崎村商工会スキルアップ助成金ご利用ください

会員事業所・従業員のみなさまの資質向上の支援として、各種資格や免許、専門技能等の取得に要する費用の一部を助成するスキルアップ助成金事業を実施しております。
この機会にぜひご活用ください。詳細は商工会までお問い合わせください。
※申請書をご提出いただいた後、審査会を実施、その後助成金を支給いたしております。

- 助成金額は受講料等の 1/2 以内
(他機関から助成がある場合はその助成額を除いた金額)
 - 1 名につき 5,000 円を限度
 - 1 事業所あたり助成額は年度内 10,000 円まで
- <助成対象となる資格等(例)>
- 危険物取扱者試験
 - 玉掛け技能講習
 - ガス溶接技能講習
 - 損保一般試験
 - など



ホームページ作成サービス 「グーペ」のご案内

自社の事業内容や新たな商品、魅力を伝えるホームページ。更新などに手が回らない、敷居が高い、などと取組みに至っていない事業者様もおられるかと思えます。

「グーペ」は GMO ペパポ(株)が運営する純国産のホームページで、特別な専門知識や専用ソフトがなくても、簡単にホームページが始められます。

商工会会員の皆さまには初期費用・月額料金無料の「全国連版フリープラン」をご利用いただくことができます。

(※アクセス解析やクーポンの発行、独自ドメインを利用したい場合は、有料プランの申込みとなります。)

日々の更新や各種 SNS との連携も簡単、事業者の皆さまの情報発信をお手伝いします。

ご興味のある方は商工会までご連絡ください。



あなたのホームページのお悩みを解決

何が必要なの？

専用ソフト不要

パソコンやスマホがあれば
ホームページが作れます。

難しくてわからない…

専門知識不要

HTMLやCSSが
わからなくても大丈夫!

更新する時間がない!

家でもお店でも

インターネットで
どこからでも即更新。

どうやって作るの？

3ステップで完成!

情報や写真を追加して
デザインを選ぶだけ!

税務

税制改正等により、今後ご対応いただく必要が生じる制度をご紹介します。
「自分は関係ない！」こともないことはありません。ご検討、ご準備、ご対応をお願いいたします。

電子帳簿保存法

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」

改正電子帳簿保存法

令和4年1月1日より施行されます。

※2年の猶予期間を設けるとの報道があり、直ちに義務化にはならない模様です。

原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類を電子データで保存するための要件や電子データでやり取りした取引情報の保存義務を定めた法律です。



会社の備品をネットショップで購入した後、WEBサイトから入手したPDFの領収書をプリンタで紙に印刷して保存してきましたが...

PDF等の電子データで受け取った請求書等は紙ではなく電子データで保存しなければなりません。



電子帳簿保存法の対象となるもの…「国税関係帳簿」「国税関係書類」「電子取引の取引情報」

電子データによる保存

①電子帳簿・電子書類保存 ②スキャナ保存 ③電子取引

①電子帳簿・電子書類保存 → 電子的に作成した帳簿や書類をデータのまま保存

②スキャナ保存 → 紙で受領したり発行した書類を画像データで保存

③電子取引 → 電子的に受信したり送信した取引情報をデータで保存

①、②は法律上任意ですが、③電子取引はすべての事業者(法人・個人問わず)が対象になります。法律上強制なので、対応しないと経費性が否認され、追徴・重加算税課税や青色申告の承認取り消しなど税務上不利な取り扱いを受ける可能性があります。

電子取引とはどういうものが該当するの?? (出所: 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」)

- 電子メールによる請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を受領
- インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) またはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- 特定の取引に係るEDIシステムを利用 ※EDI: 電子データ交換
- ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領



- 取引情報が記載された電子メール
- 取引情報が記載された電子メールの添付ファイル



ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド (ストレージ) サービス等に記録・保持する



電子取引データをどのように保存しておけばよいのでしょうか??

電子データの保存等にあたっては「真実性」や「検索性」、「可視性」を確保するための保存要件を満たす必要があります。電子取引が多い場合は専用システムを使うことをお勧めします。電子取引が少なく、専用システムを利用しない場合は、ファイル名に規則性を持たせ、取引相手先や月ごとにフォルダに格納して保存する方法や表計算ソフト等を用いて索引簿を作成する必要があります。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度）」が導入されます。インボイス制度導入後、「適格請求書発行事業者」は請求書等の記載要件が増えるとともに、適格請求書等の保存が必要になるなど、様々な義務が課せられます。

そもそも消費税とは。。。

- 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 最終的に商品等を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税額の計算方法

納付すべき
消費税額

=

課税売上に
係る消費税額

－
課税仕入れ等に
係る消費税額（仕入税額）

↳ 仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 （いわゆるインボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	一定の事項が記載された帳簿の保存
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存

ここが変わります



そもそも「適格請求書等保存方式」とはどんな制度ですか？

仕入税額控除を受けるために、売り手から発行された「適格請求書等」（登録番号をはじめ、定められた事項が記載された請求書）の保存が求められるしくみをいいます。



適格請求書等保存方式とは。。。

複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売り手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要です。
- 買い手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

適格請求書等とは

- 売り手が、買い手に対し正確な適用税率や消費税を伝えるための手段で、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシート等をいいます。
- 適格請求書を交付することができるのは税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については「適格請求書」に代えて、「適格簡易請求書」を発行することができます。

※適格請求書等を交付することが困難な取引は交付義務が免除されるケースがあります。（公共交通機関である船舶、バス、又は鉄道による旅客の運送、自動販売機、郵便切手を対価とする郵便サービスなど）

適格請求書等保存方式が開始されると。。。

- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。
- 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります。
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます。
- 仕入税額控除の適用を受けるには、適格請求書等の保存が必要になります。
- 税額計算の方法が変わります。
- 登録を受けるためには、登録申請手続きが必要です。
- 国税庁の公表サイトで、適格請求書発行事業者の公表事項を確認できます。



経営への影響ってなにかありますか？

- ◇ 課税事業者である買い手は、「適格請求書(インボイス)等」を保存しないと仕入税額控除ができなくなります。
- ◇ 「適格請求書等」は「適格請求書発行事業者」だけが発行できます。
 - 売り手は登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

いつまでに 新制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書等を発行するためには令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなくてはなりません。

誰が対象? 基本的に消費税課税事業者になります。



重要!

適格請求書発行事業者に登録していない事業者からの仕入れは仕入税額控除ができなくなるため、仕入を行う相手業者の選別が行われる可能性があります。免税事業者は適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択するかどうかの検討が必要です。

課税事業者の場合(本則課税、簡易課税)の場合

売手側への影響

登録を行わなければインボイスを発行することができず、自社から商品やサービスを購入する事業者が仕入税額控除を受けられないこととなり、取引に影響を及ぼす可能性があります。

買手(仕入れ)側への影響

適格請求書発行事業者でない取引先(免税事業者や課税事業者であっても登録をしない取引先)から仕入れ続けると、自社が負担する消費税額が増えることとなります。

免税事業者の場合

免税事業者のままでは適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択した上で登録申請を行うかどうか検討する必要があります。

税務情報については国税庁や研修等の資料を基にまとめたものになります。詳細までは伝えきれず、解釈等により表現が誤っていることもございますのでご容赦ください。

なお、詳細については国税庁ホームページ等をご確認ください。

国税庁ホームページ

【電子帳簿保存法関係】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

【特集 インボイス制度】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>